

市会議案第8号

性犯罪・性暴力被害者への支援の拡充を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和3年3月23日提出

吹田市議会議員 川本 均

同 五十川有香

同 山根 建人

同 玉井美樹子

性犯罪・性暴力被害者への支援の拡充を求める意見書
(案)

性犯罪や性暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、心身に深刻な被害を生じさせる。被害の性質上、被害者が支援を求めることは難しく、事件として顕在化するケースはごく僅かであるため、被害者の負担軽減や被害の潜在化を防止する施策が必要となっている。

この間、性犯罪・性暴力被害者のための総合的な支援を可能な限り1か所で提供するワンストップ支援センターが極めて重要な役割を果たしている。国においては、同センターを活用した支援の取組を促進するため、2017年度(平成29年度)に性犯罪・性暴力被害者支援交付金を創設し、2018年(平成30年)10月には、全都道府県に同センターが設置された。しかし、大都市圏でも1か所しかないなど、現在の支援体制や財政措置はまだまだ不十分と言わざるを得ない。

政府は、昨年6月、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、その方針の中で、性犯罪や性暴力の根絶を解決すべき喫緊の課題として捉え、2020年度(令和2年度)から2022年度(令和4年度)までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間とし、同センターの増設や支援体制の充実等の支援策を示している。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に早急に取り組むことを要望する。

記

- 1 性犯罪や性暴力の被害者が十分な治療や支援を早期に受けられるよう、人口規模等に応じた同センターの増設や支援体制の拡充を図るとともに、そのために必要な予算措置を講じること。
- 2 性犯罪や性暴力の被害者を救済するための支援策等については、被害者本人やその支援者等の声を踏まえたものとする。
- 3 性犯罪や性暴力の被害者を支援するための法整備を早期に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

吹 田 市 議 会